

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

改正後

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ〜ハ（略）

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居室サービ

改正後

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ〜ハ（略）

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居室サービ

(三) 四 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2)・(3) (略)

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すこと以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）

(三) 四 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2)・(3) (略)

数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当するものであること。

(6) 二(一)(四)、(七)及び(八)に該当するものであること。

ヘ (略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

二(1)から(3)まで、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(一) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユ

ホ (略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

二(1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(一) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) チ(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

- (3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ト(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

- (3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

又 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定及び(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

キ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十

リ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト(1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること

又 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

(2) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

カ) 特定認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当するもの
であること。

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療
養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期
入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病
床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院
療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養
介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短
期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症
疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、
認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ズ(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

(2) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

- (一) ヌ(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

キ) 特定認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであ
ること。

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療
養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期
入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病
床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、診療
所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護
費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入
所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型
短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症
疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の

費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所又は基準適合診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る)の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(一)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヘの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る)の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(一)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヘの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は

(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四

号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)又は

(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i) 療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号トの規定を準用する。

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。この場合において、同号リ(1)(五)又は

(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)又は(2)

(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i) 療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i) 療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(VI)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知

症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)